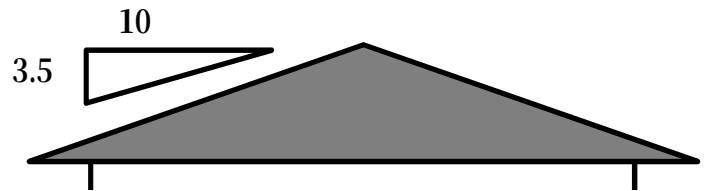


Ⅱ 「和風」の意匠を意識した建築物等の 事例と配慮事項（景観形成基準に係る規定）

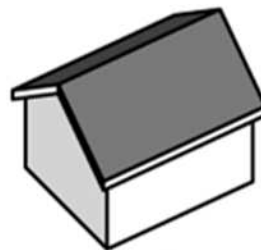
1. 屋根及び庇の形態、色彩について

屋根及び庇の形状・素材

- 景観形成基準には、屋根の形状に関する規定はない。ここでは「和風」の意匠として推奨する内容を示す。
- 「和風」の意匠を表す屋根形状は、適度な勾配（3/10～4/10程度）や軒の出を有した切妻、寄棟、入母屋などの勾配屋根が代表的である。
- 低層建物の場合は、最上部を上記に示す勾配屋根とすることを推奨する。
- 中高層建物の場合は、最上部を勾配屋根にすることにはこだわらないが、陸屋根とする場合、最上部のパラペット部分や足元に庇のデザインを取り入れることを推奨する。
- 屋根の素材は、日本瓦、銅板・銅板などの金属板、化粧スレート等の材料を推奨する。



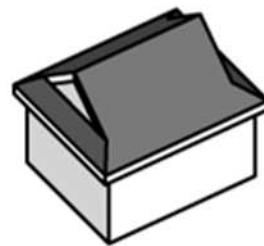
▲勾配3.5/10の場合



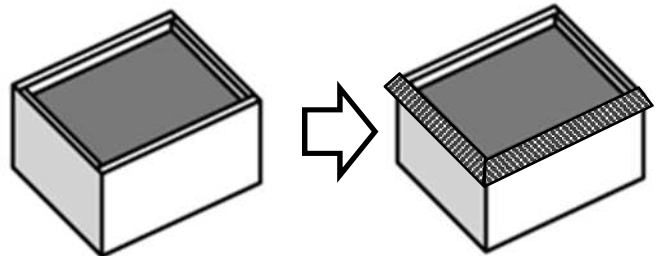
▲切妻屋根



▲寄棟屋根



▲入母屋屋根



▲陸屋根の場合

Ⅱ「和風」の意匠を意識した建築物等の事例と配慮事項 (景観形成基準に係る規定)

▼高層建物の1階出入口の足元 部分に瓦材の庇を設置した例 (UR団地フレール西新井)



▼道路から見える部分に瓦材 の庇を設置した例 (門前エリア)



▼屋根材の例



鋼板屋根



銅板屋根



化粧スレート屋根

屋根の色彩

- 外観として見える屋根の色は、色彩基準Ⅱ、Ⅳ、Ⅴの中で規定されている。
(色彩基準のⅠとⅢは屋根色の規定なし)
- ただし、屋根色は色彩基準Ⅱ、Ⅳ、Ⅴとも同様の使用可能範囲に設定されている。
- 「和風」の意匠を意識した色彩としては、より低彩度のものを推奨する。

▼西新井大師地区の色彩基準区分一覧

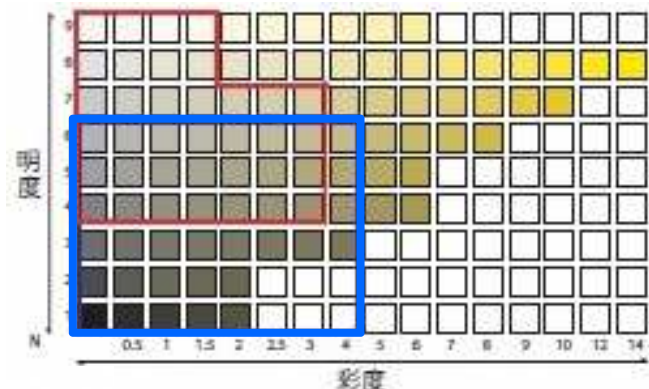
建築物の規模 \ エリア区分	一般	大師前・北参道・ 幹線道路沿道・大師北側道路沿道	門前・門前入口・ 大師境内
①一般建築物	Ⅰ	Ⅳ (屋根色基準あり)	Ⅴ (屋根色基準あり)
②一定規模以上の建築物等	Ⅱ (屋根色基準あり)		
③大規模建築物	Ⅲ		

▼色彩基準Ⅴによる屋根色

	色相	明度	彩度
屋根色	5.0 Y R ~ 5.0 Y	6.0以下	4.0以下
	その他		2.0以下

▼色彩基準Ⅴで色相5YR～5Yの屋根色の使用可能範囲

- 枠内が屋根色
- 枠内が外壁基調色

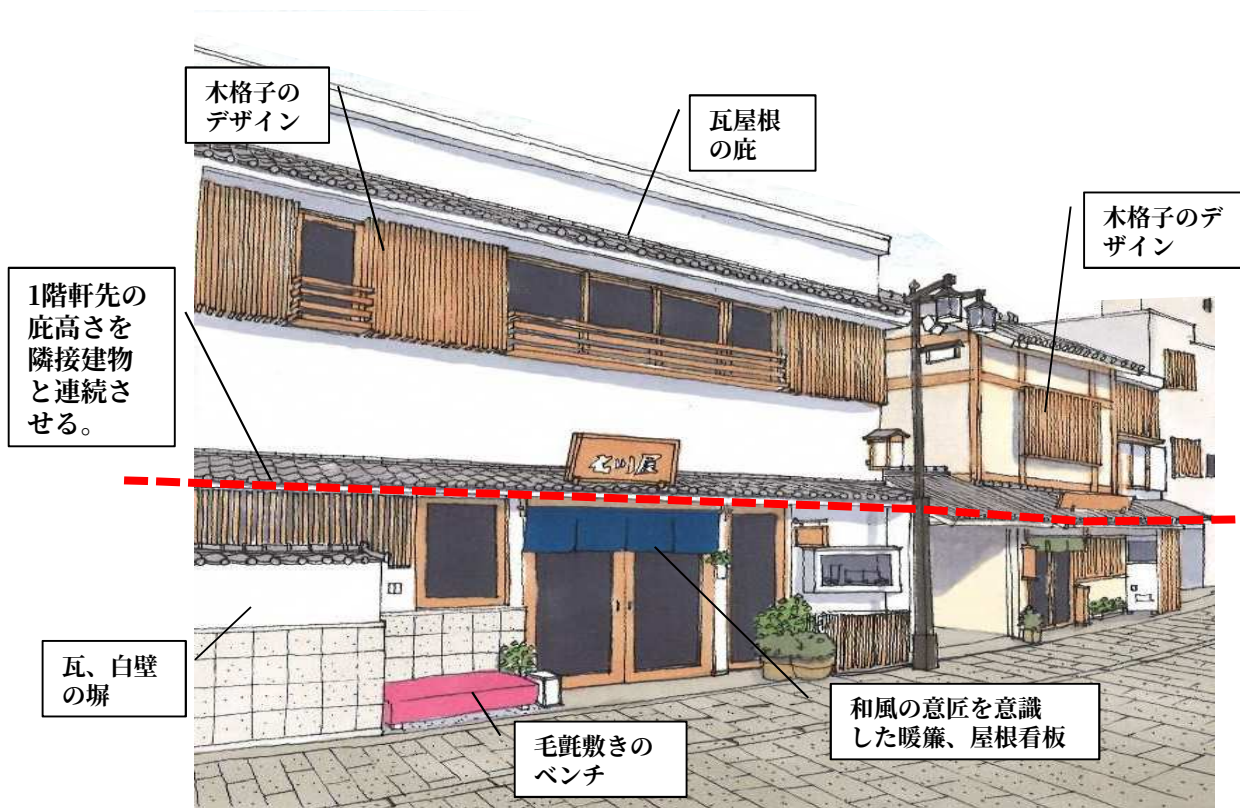


2. 外壁や低層部のデザイン、色彩について

外壁や低層部のデザイン

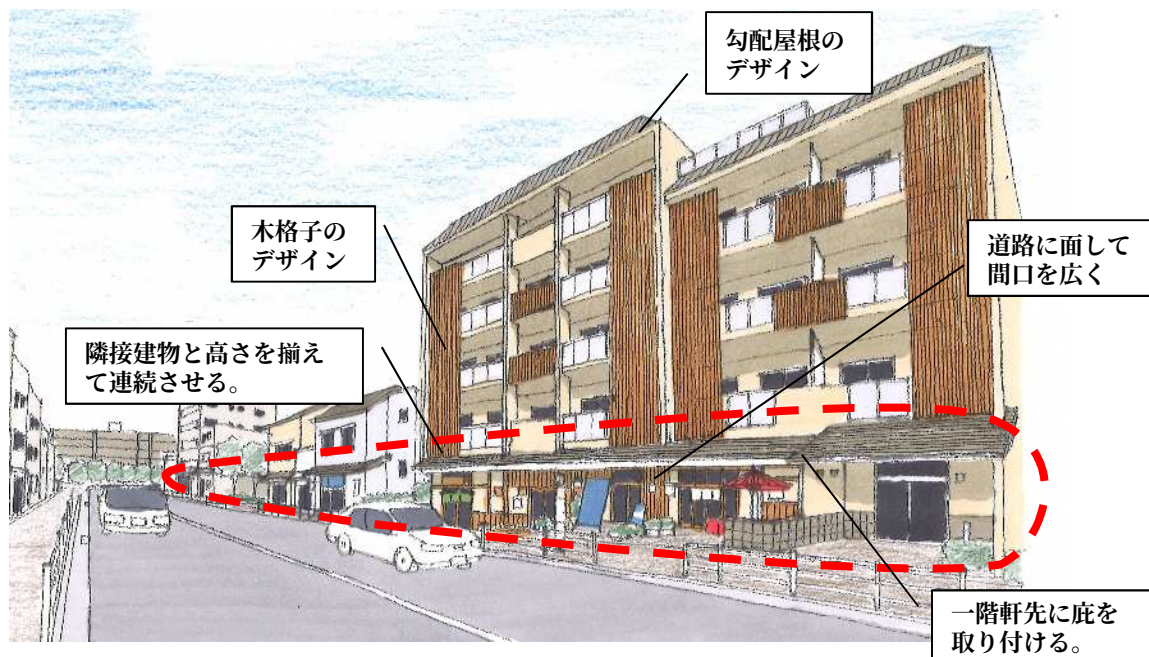
- 門前・門前入口・大師前・北参道・幹線道路沿道・大師北側道路沿道エリアを対象に、主要な道路に面した低層部の間口を広く取ることなどにより、にぎわいの創出に努めることとしている。
- あわせて、一階軒先には庇を極力設け、軒・庇の高さは、連続性と統一感のあるまち並み形成を図るため、隣接建築物などと調和のある高さとするとしている。
- 門前・門前入口・大師前・北参道エリアを対象に、商店街沿いでは、統一感のある軒下灯の設置に努めることとしている。

▼和風の意匠を意識したデザイン例



Ⅱ「和風」の意匠を意識した建築物等の事例と配慮事項 (景観形成基準に係る規定)

▼主要な道路に面した低層部のデザイン例



▼西新井大師地区での実施例



間口を広く取り賑わいの創出に努めるとともに一階軒先に底を設置した例



珈琲店の出入口まわりの「和風」感の演出例



広い間口と一階軒先の底及び軒下灯を設置した例



高層建物の1階の軒先を格子のデザインとした例

Ⅱ「和風」の意匠を意識した建築物等の事例と配慮事項 (景観形成基準に係る規定)

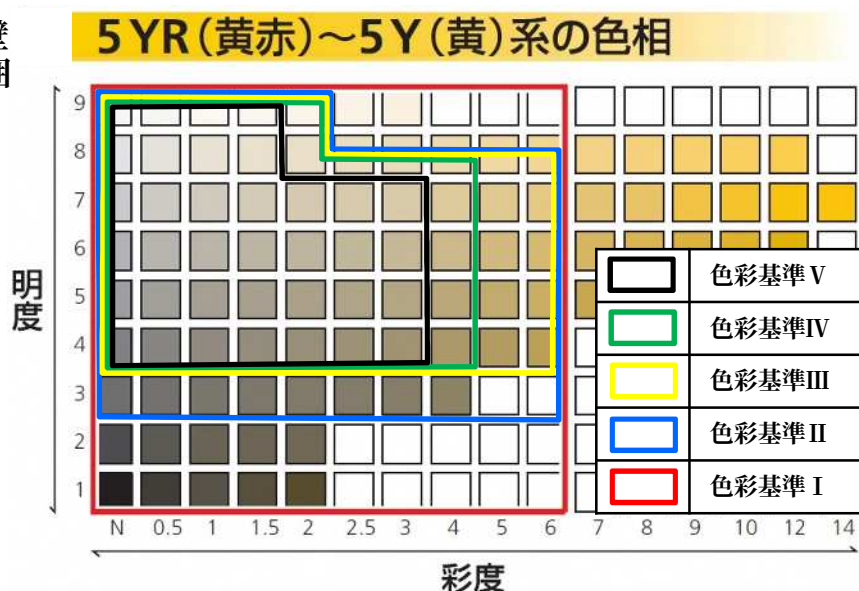
外壁の色彩

- 外壁面の4/5以上は、エリアや建築物の規模等の区分に応じた色彩基準Ⅰ～Ⅴの外壁基調色の規定に適合すること。(15ページの区分一覧表参照)
- 外壁面の1/5以下は、地域特性に応じた賑わいの創出などのため、本色彩基準によらない色彩の使用も可能である。
- また着色をしていない木材、土壁、ガラス、金属、瓦等の材料によって仕上げられる部分については、本色彩基準は適用しない。
- 門前・門前入口・西新井大師境内エリアは、色彩基準Ⅰ～Ⅴの中で最も低い彩度とする色彩基準Ⅴに指定されている。
- また、色彩基準Ⅴについては、特に歴史的・文化的景観として保全又は継承すべきものなどは景観審議会等の意見を聴取した上でこの基準によらないことができるとしている。

▼色彩基準Ⅴによる外壁基調色

	色相	明度	彩度
外壁 基調色	0R～5.0Y	4.0以上 8.5未満	3.0以下
		8.5以上	1.5以下
	その他	4.0以上	1.0以下

▼色相5YR～5Yの外壁 基調色の使用可能範囲 (色彩基準Ⅰ～Ⅴ)



Ⅱ「和風」の意匠を意識した建築物等の事例と配慮事項
(景観形成基準に係る規定)

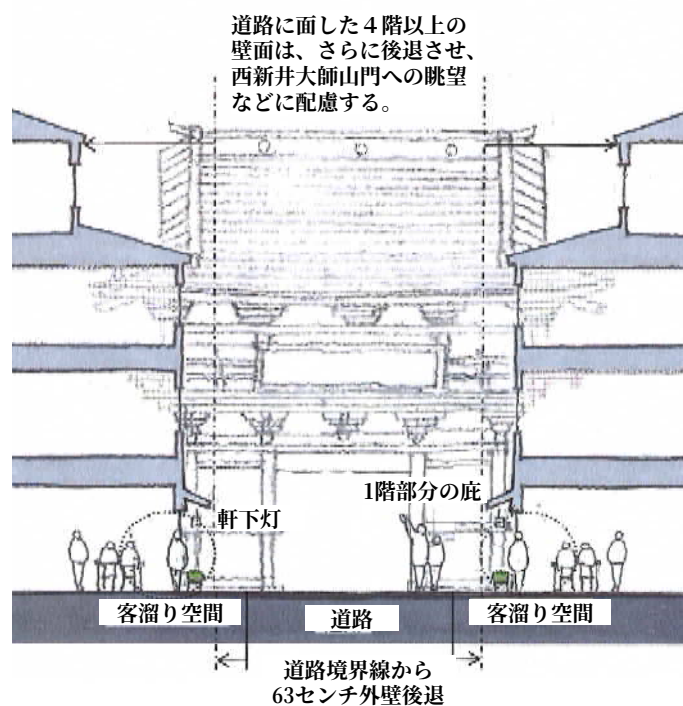
▼門前エリアの建物の外壁基調色の現状（平成30年11月時点）

 5Y 9/1	 N9 (※)	 10YR 9/0.5
 5R 4/3	 10YR 8/3	 N9.5 (※)
 10YR 8/2	 5YR 9/1	色相 明度/彩度 N (※) は無彩色

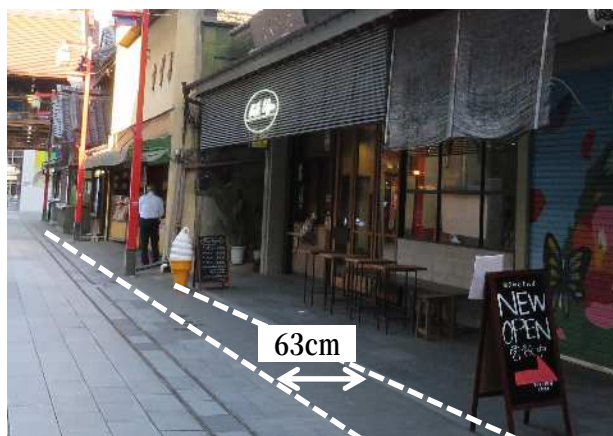
3. 門前エリア特有のルールについて

- 景観形成基準では、門前エリア特有のルールとして、従前から関係地権者が締結している「道路境界線から両側に63cm外壁後退を行う」ことを規定するとともに、建物一階部分の前面道路沿いに客溜り空間を設けることとしている。
- また、通りに面した4階以上の壁面は、さらに後退させ、西新井大師山門への眺望と、門前らしいまち並みのスケール感や連続性、開放感に配慮することとしている。

▼門前エリア特有のルール



▲門前エリアの現状



▲63cm外壁後退済みの区間

4. 建物の高さについて

- 景観形成基準では、高さは、西新井大師大本堂（高さ28m）及び周辺建築物群とのスカイラインの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避けることとしている。
- あわせて、西新井大師参道及び西新井大師境内からの見え方に配慮し、現状の景観を著しく阻害する高さ、規模の建築物は避けることとしている。
- そこで以下の2つの眺望点を設定し、眺望点からの見え方に配慮して誘導を行う。

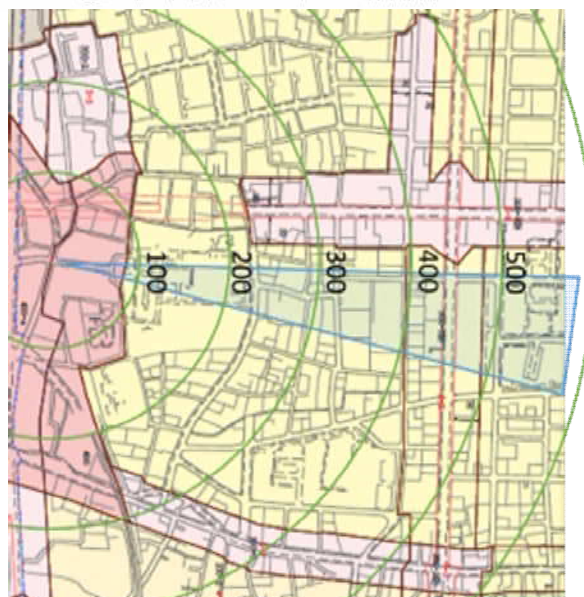
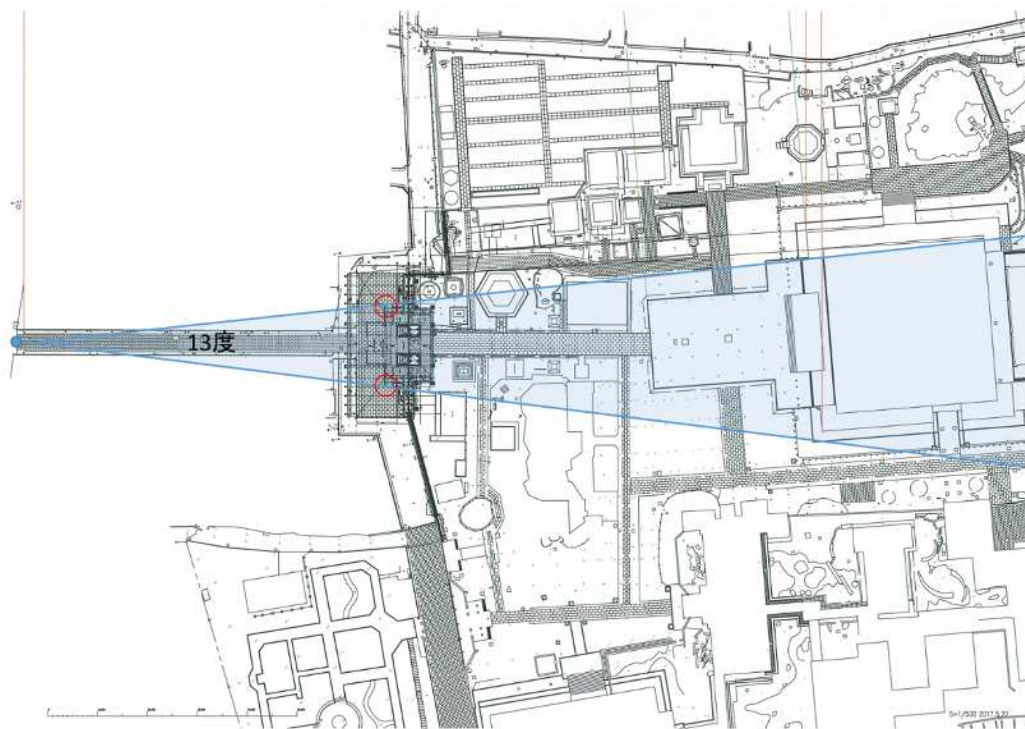
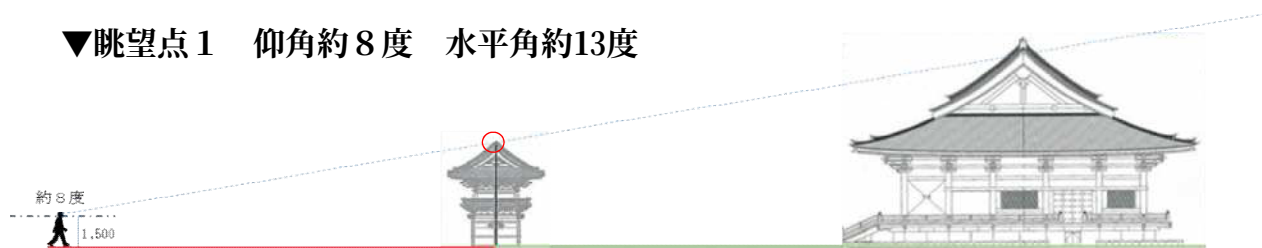
▼設定した眺望点の位置図



Ⅱ「和風」の意匠を意識した建築物等の事例と配慮事項 (景観形成基準に係る規定)

眺望点 1

▼眺望点 1 仰角約 8 度 水平角約 13 度

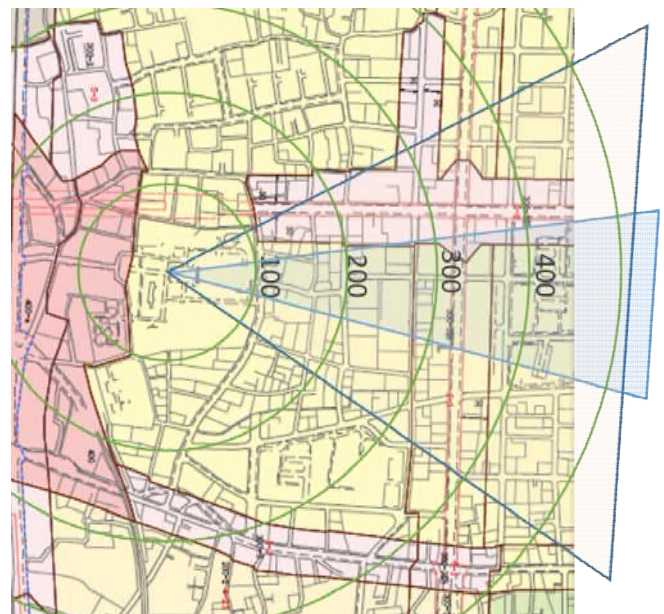
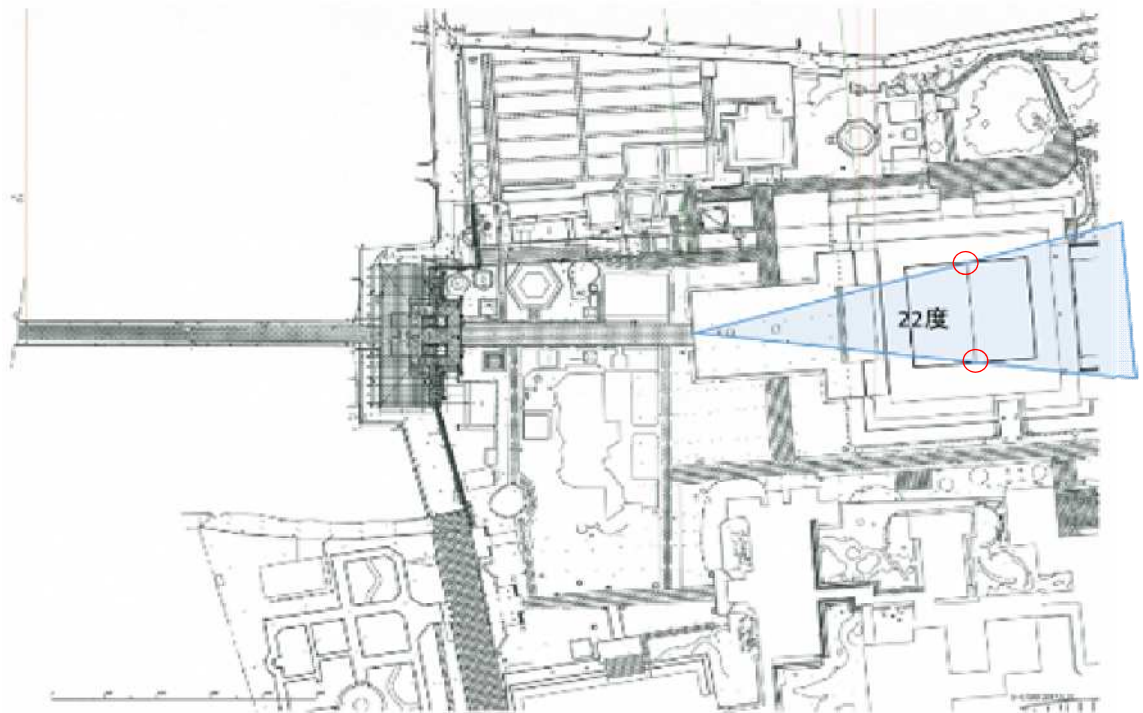
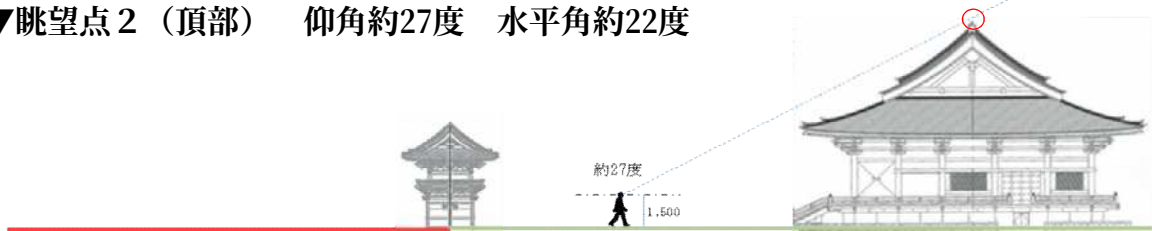


距離 (m)	100	200	300	400	500	600
高さ (m)	14.1	28.1	42.2	56.2	70.3	84.3

II「和風」の意匠を意識した建築物等の事例と配慮事項 (景観形成基準に係る規定)

眺望点 2

▼眺望点 2 (頂部) 仰角約27度 水平角約22度

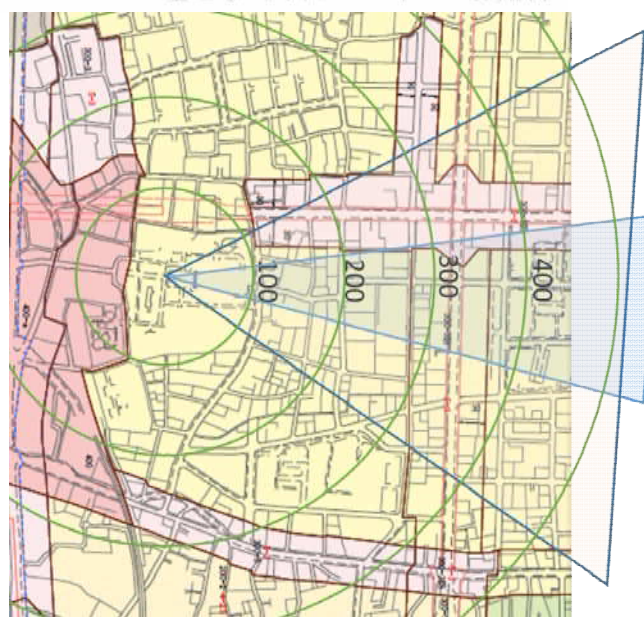
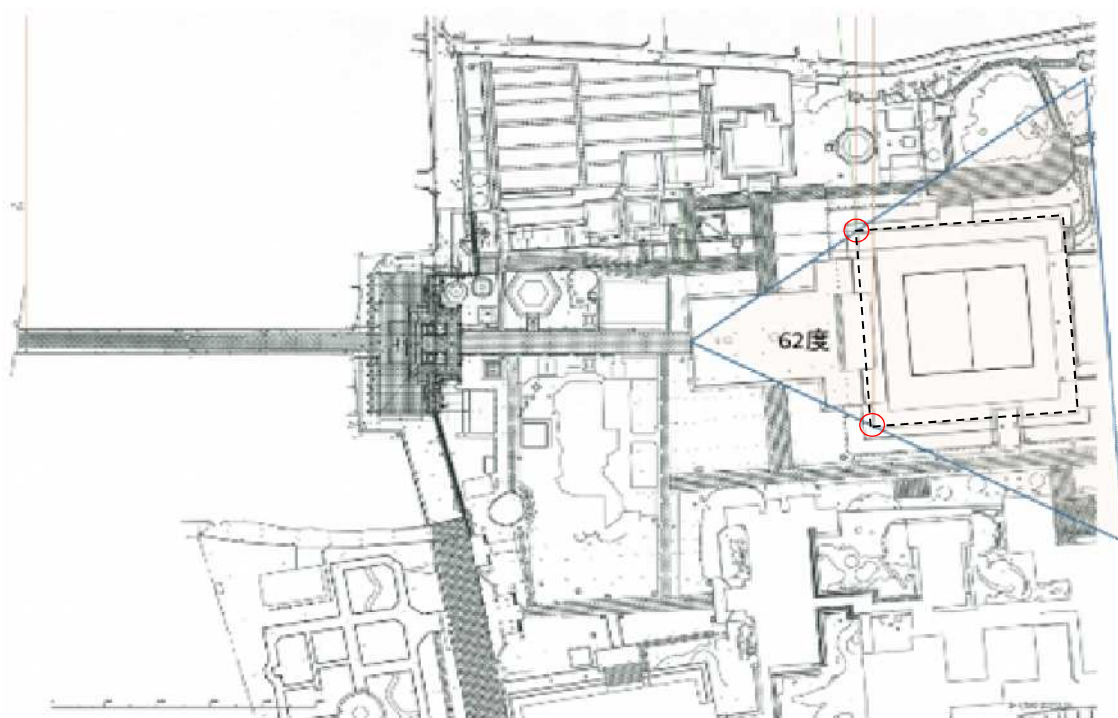
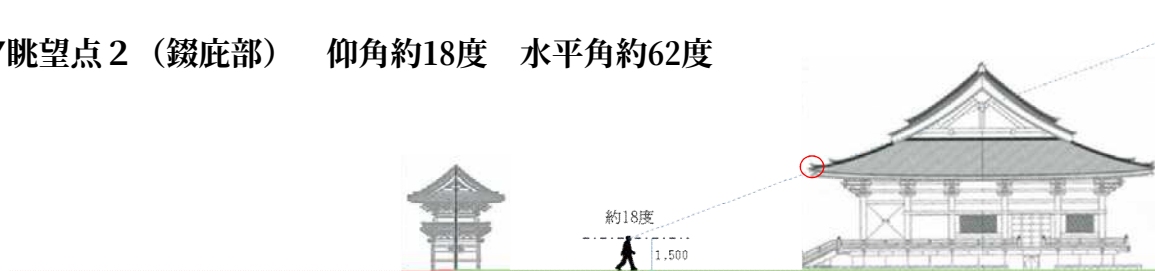


距離(m)	100	200	300	400	500
高さ (m) (頂部)	51.0	101.9	152.9	203.8	254.8

Ⅱ「和風」の意匠を意識した建築物等の事例と配慮事項 (景観形成基準に係る規定)

眺望点 2

▼眺望点 2（鋳底部） 仰角約18度 水平角約62度



距離(m)	100	200	300	400	500
高さ (m) (鋳底部)	32.5	65.0	97.5	130.0	162.5

5. 建築物に附帯する設備等のデザインや外構の緑化について

- 建築物に附帯する設備類（エアコン室外機、給湯器等）も、景観を形成する要素として配慮が必要。
- 景観形成基準では、門前入口・大師前・北参道・幹線道路沿道・大師北側道路沿道及び一般エリアを対象に、公道に面して設備類を極力設置しない。やむを得ない場合は、公道からの見え方に配慮することとしている。

▼和風の意匠を意識した設備類の修景の例



底に設置されたエアコンの室外機を木格子製のカバーで目隠ししている例



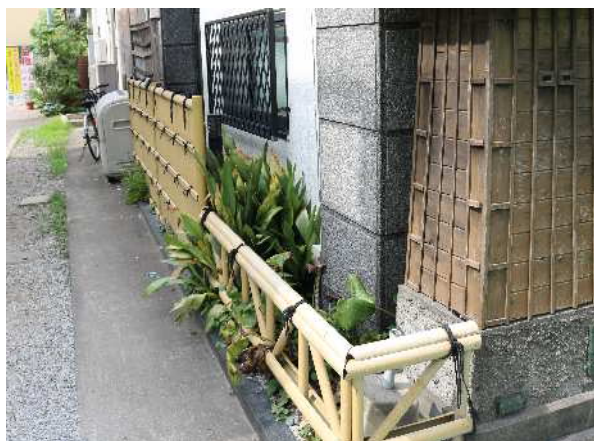
建物の足元のエアコン室外機を木格子風のカバーで目隠ししている例



共同住宅のバルコニーの設備類を木格子風のルーバーで目隠ししている例

- 外構の門・塀、垣・柵、植栽も「和風」の景観を形成する要素として配慮が必要。
- 景観形成基準では、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させることとしている。
- 樹種の選定にも配慮し、周辺の景観との調和を図ることとしている。

▼和風の意匠を意識した緑化の例



竹柵を組み合わせた緑化の例



水切り瓦風の腰壁のデザインと緑化の例



道路沿いの塀と緑化の例



都市型住宅の和風の玄関先と緑化の例